

情報ピックアップ



6月7日(日)・13日(土)は、危険物安全週間

危険物安全週間推進標語

「無事故へと気持ち集中はつけよう」

問い合わせ

消防本部予防課(☎51・3120)、
中消防署(☎52・0119)、
南消防署(☎46・0119)

- ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されることもに、私たちの生活の中でも欠かすことのできないものとなっています。これらの危険物は、私たちの暮らしを豊かにする一方で、その取扱方法を誤ると火災などの災害を誘発する危険性を持っています。危険物を貯蔵し、または取り扱う場合は、次のことに注意しましょう。
- ガソリン、灯油などは必要以上に貯蔵せず、子どもや外部の人が容易に触れないよう安全な場所を管理しましょう。
- 引火性の危険物(ガソリン、灯油、スプレー缶など)を火の近くで使用するのは、やめましょう。
- ガソリンスタンドなどでガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器(ガソリンは専用の携行缶など)に入れましょう。

楽しむ・学ぶ

支援・医療

相談

募集

情報あれこれ

情報ピックアップ



6月は環境月間です

身近なエコに取り組みましょう

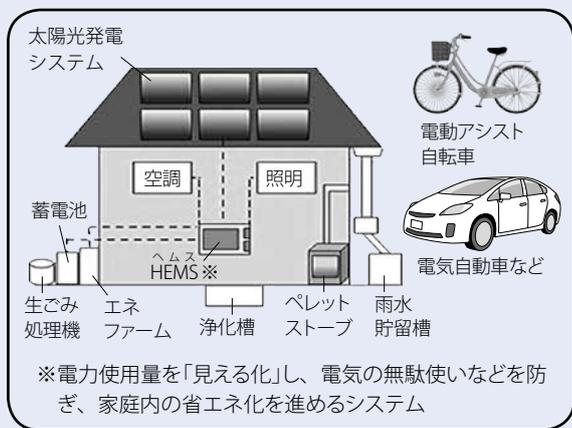
6月は、環境保全の重要性や環境問題を考える環境月間です。これに合わせて、市ではパネル展示や、さまざまな取り組みを呼び掛けています。みなさんも、下表の「エコの「コ」」を参考に、できることから取り組みましょう。また、市ではさまざまなエコ関連の補助も行っています。設置や補助額など補助制度については、各担当課へお問い合わせください。

■パネル展示

とき 6月8日(月)～22日(月) ところ 市役所市民ギャラリー(東館1階) 内容 アカウミガメ

や汐川干潟の生態など自然環境に関する展示や、緑のカーテンの昨年度優秀作品の展示など

■家庭生活まるごとエコ！



■エコのコツや補助項目

テーマ	エコのコツ	補助項目	問い合わせ
ごみ減量でエコ	生ごみの約8割は水分です。生ごみをひと絞りにして水切りをするだけで、重量を約10%減らすことができ、悪臭や腐敗を防止するとともに簡単にごみを減量できます。生ごみ減量に関する講習会や実践講座も開催します(詳細は本紙で随時、掲載予定)	生ごみ減量容器(コンポスト)、電動式生ごみ処理機	環境政策課 (☎51・2417)
雨水でエコ	雨水も貴重な資源です。雨どいなどから水を貯めて、庭への散水や洗車などに利用できます	雨水貯留槽	環境保全課 (☎51・2385)
浄化槽でエコ	単独処理浄化槽から省電力タイプの合併処理浄化槽に転換することにより、水質汚濁を防ぐとともに節電できます	合併処理浄化槽	廃棄物対策課 (☎51・2410)
住宅でエコ	太陽光発電や蓄電池、HEMSなどの機器を組み合わせることにより、相乗効果で住宅全体での「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」が進みます。太陽光で創った電気を蓄電池にためて停電時に使ったり、HEMSで電力消費を「見える化」して無駄を防いだりできます	太陽光発電システム、エネファーム、蓄電池、HEMS、ペレットストーブ	温暖化対策推進室 (☎51・2419)
交通でエコ	家庭から出る二酸化炭素のうち、自動車が約3割を占めています。近場に出かける時は自転車を活用したり、自動車を買う時は電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの利用を検討したりしてみましょう。また、自動車を運転する時は、エコドライブを実践しましょう	電動アシスト自転車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車	温暖化対策推進室 (☎51・2419)

問い合わせ

温暖化対策推進室(☎51・2419)

住宅用火災警報器を取り付けましたか？



■設置の義務

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化され、今年で8年目になりました。豊橋市では寝室、階段(2階以上の階に寝室がある場合)および台所に設置が必要です。ただし、共同住宅などで消防法令に適合する自動火災報知設備などがすでに設置されている場合は、設置が免除されます。また、高齢者や障害者を対象にした支援制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■設置場所



※取付方法などの詳細については、購入した器具の取扱説明書を確認してください

■住宅用火災警報器設置により功を奏した事例

豊橋市では、平成26年の1年間で住宅火災が39件発生しました。住宅用火災警報器を設置していた住宅は20件あり、その内3件は警報器が作動し火災を早期に発見できたため大火にならずに済んでいます。また、警

問い合わせ 消防本部予防課(☎51・3115)

報器が作動したことで火災を未然に防いだ事例も6件ありました。住宅用火災警報器の設置が市民の大切な命や財産を守るために役立つています。

■購入場所

電化製品販売店、消防防災設備取扱店などで購入できます。購入の目安として以下のマークがついているものを選びましょう。



■電池切れにご注意ください

住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなり、定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行ってください。また、メーカーや機種により違いがありますが、電池が切れる前や故障時に「ピッ」という音が鳴りますので音が聞こえたら取扱説明書を見るか製造メーカーに相談しましょう。

■悪質な訪問販売などに十分ご注意ください

市職員や消防職員のふりをして強引に住宅用火災警報器を高額で販売するケースがあります。市役所や消防署の職員が販売することはありません。また、業者による点検の必要はありません。取扱説明書で点検方法をよく確認して、自ら点検を行う習慣をつけましょう。

暮らしの安全安心



自主防犯活動を支援します。防犯活動を始めましょう

問い合わせ 市役所安全生活課(☎51・2303)

■パトロール物品を配付します

地域で自主的な防犯活動を実施している10人以上の団体に、パトロール活動で利用できる帽子・タスキ・サイนライトを配付します。※帽子・タスキは団体員数が上限、サインライトは団体員10人に1本(5本が上限)

■防犯カメラ設置を支援します

地域の防犯力向上のために、防犯カメラ(道路、公園その他不特定多数の人が利用する場所を撮影するものを設置する団体に対し、設置費の一部を補助します。

■青色回転灯を貸し出します

警察署で防犯パトロール講習を受講し、指定された地域で適正にパトロール活動が行えると認められた自主防犯団体に、警察に登録している車両台数を上限に青色回転灯を貸し出します。※新たに青色回転灯を使用して活動する場合には、警察署での手続きなどが必要です。青色回転灯を使用したパトロールについては、豊橋警察署生活安全課(☎54・0110)へお問い合わせください

■安全物品を配付します

申請用紙を市役所安全生活課※申請用紙は安全生活課で配布

申し込み 7月31日までに安全生活課